

法定後見制度



Q 成年後見制度（法定後見）の申し立てを行ったきっかけを教えてください

A 「認知症が進み、悪徳商法などで自分に不利益な契約を結んでしまう恐れがある」、「認知症の親の定期預金の解約が必要になった」、「認知症の親が施設に入所することになり、自宅を売却することになった」など、本人が自分で手続きすることや判断することが困難なため、申し立てを行った例があります。

なお、成年後見人等は申し立てのきっかけとなったこと（定期預金の解約や不動産の売却など）だけを行えば良いものではありません。通常の場合、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況などに配慮しながら、本人が亡くなるまで保護・支援することになります。

Q 成年後見人等はどんなことをするの？

A 家庭裁判所から選任された成年後見人等は、次のような業務を行うことになります。

1. はじめに
 - 本人の財産を明らかにして家庭裁判所に財産目録を提出します。
 - 今後の収支予定などを立てます。
2. 通常業務
 - 本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。
 - 必要に応じて介護サービスの利用契約や施設への入所契約などを本人に代わって行います。
3. 報告
 - 家庭裁判所の求めに応じて成年後見人等として行った業務内容を報告し、助言や指導を受けます。

Q 法定後見の申し立てをする方がいない場合は？

A 親族がいないなどの理由で申し立てができない認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者を保護・支援するため、市町村長に法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立権が与えられています。

市では、平成21年4月から市長が法定後見の申し立てなどを行う『成年後見制度利用支援事業』を実施しています。

Q どのような人が成年後見人等
に選ばれるの？

A 成年後見人等は、本人にどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外に、法律や福祉の専門家などの第三者が選ばれる場合もあります。

また、成年後見人等を監督する、成年後見監督人などが選ばれることもあります。

なお、成年後見人等への報酬は、成年後見人等から請求があった場合に家庭裁判所が業務内容などを考慮して報酬を決定し、本人の財産から支払われることになります。